

普通火災保険(一般物件)、店舗総合保険の補償内容についてのご案内

(2018年1月1日以降補償開始用)

このリーフレットでは、普通火災保険(一般物件)(以下、普火といいます。)、店舗総合保険(以下、店総といいます。))の主な補償内容についての概要をご説明しています。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

このリーフレットの中で使用される略称や主な保険用語は以下のとおりです。

保険の対象	普火…ご契約者の所有、使用または管理する建物、屋外設備・装置または動産をいいます。 店総…ご契約者の所有、使用または管理する建物またはこれに収容される動産をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額(再調達価額(※))から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いて算出した額をいいます。 ※保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額のことをいいます。

以下の表における「セットの有無」では、セットされている場合は「○」、セットされない場合は「-」を表示しています。

対象となる事故		セットの有無																			
		普火	店総																		
I 損害保険金																					
・普火の場合、ご契約金額が保険価額以上の場合は保険価額を限度に損害の額を、保険価額を下回る場合は、損害の額に保険価額に対するご契約金額の割合を乗じた額を損害保険金としてお支払いします。 ・店総の場合、次の算式によって損害保険金をお支払いします。 損害の額 × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額} \times 80\%}$ (ご契約金額または損害の額のいずれか低い額が限度となります。)																					
(1) 火災	火災によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。	○	○																		
(2) 落雷	落雷によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。	○	○																		
(3) 破裂または爆発	破裂または爆発によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。	○	○																		
(4) 風災、雹災(ひょうさい)、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風などの風災、雹災(ひょうさい)または豪雪、雪崩(なだれ)などの雪災によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします(損害額が1敷地内で20万円以上になった場合にお支払いします。)	○	○																		
(5) 物体の落下・飛来・衝突など	次の損害に対して保険金をお支払いします。 ①建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊によって保険の対象が受けた損害 ②建物の内部での車両またはその積載物の衝突、接触によって保険の対象が受けた損害	-	○																		
(6) 水濡れ	次の損害に対して保険金をお支払いします。 ①給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れによって保険の対象が受けた損害 ②被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れによって保険の対象が受けた損害	-	○																		
(7) 騒擾(そうじょう)、集団行動、労働争議	騒擾(そうじょう)や集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。	-	○																		
(8) 盗難	a.建物、家財、設備・什器(じゅうぎ)等の保険の対象となる物について生じた盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂)による盗取・損傷・汚損の損害に対して保険金をお支払いします。ただし、建物、家財または設備・什器(じゅうぎ)等について生じた損害に限り、商品・製品等の損害は除きます。 b.建物内における現金・預貯金証書の盗難について保険金をお支払いします(家財または設備・什器(じゅうぎ)等が保険の対象の場合に限りません。) また、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下記の額が限度となります。	-	○																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象(用途)</th> <th>現金</th> <th>預貯金証書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財(生活用)</td> <td>20万円</td> <td>200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>設備・什器(じゅうぎ)等(業務用)</td> <td>30万円</td> <td>300万円または設備・什器(じゅうぎ)等のご契約金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>		保険の対象(用途)	現金	預貯金証書	家財(生活用)	20万円	200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額	設備・什器(じゅうぎ)等(業務用)	30万円	300万円または設備・什器(じゅうぎ)等のご契約金額のいずれか低い額									
保険の対象(用途)	現金	預貯金証書																			
家財(生活用)	20万円	200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額																			
設備・什器(じゅうぎ)等(業務用)	30万円	300万円または設備・什器(じゅうぎ)等のご契約金額のいずれか低い額																			
(9) 水災(水害保険金)	台風、暴風雨、豪雨などによる洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石などの水災によって保険の対象が受けた損害に対して保険金をお支払いします。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>損害の程度</th> <th colspan="2">お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物・家財</td> <td>イ.損害の額が保険価額の30%以上となった場合</td> <td colspan="2">ご契約金額×損害の額×70% ※ご契約金額が保険価額を超えるときは保険価額とします。 保険価額</td> </tr> <tr> <td>上記イ.以外で床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害</td> <td> 〇.損害の額が保険価額の15%以上30%未満の場合 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合 </td> <td> 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合 </td> </tr> <tr> <td>二.床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害</td> <td colspan="2"> 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合 </td> </tr> <tr> <td>設備・什器(じゅうぎ)等、商品・製品等</td> <td>二.床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害</td> <td colspan="2"> 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合 </td> </tr> </tbody> </table>		保険の対象	損害の程度	お支払いする保険金の額		建物・家財	イ.損害の額が保険価額の30%以上となった場合	ご契約金額×損害の額×70% ※ご契約金額が保険価額を超えるときは保険価額とします。 保険価額		上記イ.以外で床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害	〇.損害の額が保険価額の15%以上30%未満の場合 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合	〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合	二.床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害	〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合		設備・什器(じゅうぎ)等、商品・製品等	二.床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害	〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合	
保険の対象	損害の程度	お支払いする保険金の額																			
建物・家財	イ.損害の額が保険価額の30%以上となった場合	ご契約金額×損害の額×70% ※ご契約金額が保険価額を超えるときは保険価額とします。 保険価額																			
	上記イ.以外で床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害	〇.損害の額が保険価額の15%以上30%未満の場合 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合	〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合																		
	二.床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害	〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合																			
設備・什器(じゅうぎ)等、商品・製品等	二.床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害	〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合 〇.損害の額が保険価額の15%未満の場合																			
(10) 持ち出し家財(持ち出し家財保険金)	保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物(アーケード、地下道等)もつぱら通路に利用されるものを除きます。)内において上記(1)~(8)a.の事故により損害を受けたとき保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき100万円または家財のご契約金額の20%相当額のいずれか低い額を限度とします。	-	○																		

上記(1)~(8)a.と(9)イ.において、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品などの場合は、1個または1組ごとに100万円、1回の事故につき、300万円が限度となります。

以下の表における「セットの有無」では、セットされている場合は「○」、任意でセットされている場合は「△」、セットされない場合は「-」を表示しています。

対象となる事故		セットの有無	
		普火	店総
II 費用保険金			
(1) 臨時費用保険金	普火の場合はI損害保険金(1)～(4)、店総の場合は同(1)～(7)の事故により損害保険金をお支払いする場合、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用として、お支払いする損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。(1回の事故につき、1敷地内ごとに、500万円が限度となります。)	○	○
(2) 残存物取片づけ費用保険金	普火の場合はI損害保険金(1)～(4)、店総の場合は同(1)～(7)の事故により損害保険金をお支払いする場合、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに要した費用の実費をお支払いします。(お支払いする損害保険金の10%が限度となります。)	○	○
(3) 修理付帯費用保険金	I損害保険金(1)～(3)の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって住居用の部分以外について発生した下記の費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要・有益な費用をお支払いします。(1回の事故につき、1敷地内ごとに、ご契約金額(ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度となります。) ①損害の原因調査費用、損害の範囲を確定するための調査費用 ②点検費用、調整費用、試運転費用 ③仮修理費用 ④代替物の賃借費用、仮設物の設置費用・撤去費用・土地の賃借費用 ⑤割増賃金などの費用	○	○
(4) 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象に一定以上の損害が発生した場合に臨時に生じる費用としてお支払いします。(普火と店総ではお支払いする内容が異なりますのでご注意ください。) 【普火の場合】 ①建物…半焼以上となった場合(※1) ②屋外設備・装置…損害の額が保険価額の50%以上となった場合 ③家財…以下のいずれかに該当する場合 ア. その家財を収容する建物が半焼以上となった場合(※1) イ. その家財を収容する屋外設備・装置の損害の額が保険価額の50%以上となった場合 ウ. 収容する家財が全焼(※2) ④家財以外の動産…その動産を収容する建物が半焼(※1)以上となった場合またはその動産を収容する屋外設備・装置の損害の額が保険価額の50%以上となった場合 (上記①～④それぞれのご契約金額(ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の5%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに、合計で300万円が限度となります。) 【店総の場合】 ①建物…半焼以上となった場合(※1) ②家財…家財を収容する建物が半焼以上となった場合(※1)または家財が全焼となった場合(※2) ③設備・什器(じゅうぎ)等、商品・製品等…これらを収容する建物が半焼以上となった場合(※1) (上記①～③それぞれのご契約金額(ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の5%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに、合計で300万円が限度となります。) ※1 建物が半焼以上となった場合とは、次のいずれかの場合をいいます。 ①建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合 ②建物の焼失した部分の床面積が、その建物の延べ床面積の20%以上となった場合 ※2 家財が全焼となった場合とは、家財の火災による損害の額が、家財の保険価額の80%以上となった場合をいいます。	○	○
(5) 損害防止費用保険金	I損害保険金(1)～(3)の事故による損害の発生または拡大の防止のために支出した以下の必要・有益な費用をお支払いします。(実費をお支払いします。ただし、普火の場合、ご契約金額(ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)からお支払いする損害保険金を差し引いた残額が限度となります。) ①消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理・再取得費用 ③消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用 ※ご契約金額が保険価額を下回る場合、お支払いする保険金が削減されることがあります。	○	○
(6) 特別費用保険金 (価額協定保険特約がセットされた場合のみ)	普火の場合はI損害保険金(1)～(4)、店総の場合は同(1)～(8)a.の支払額が、1回の事故につきご契約金額(ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合、お支払いする損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。(1回の事故につき、1敷地内ごとに、200万円が限度となります。)	△	△